

お気軽にご相談ください 要予約 電予 予約は電話のみ 10月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	10月20日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 12日(火) 午前8時30分～) 10月27日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 19日(火) 午前8時30分～) 11月10日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 11月2日(火) 午前8時30分～) 電予 いずれも先着6人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談・行政相談 (詳しくは13ページ)	13日(水) 午後1時～4時 (受付 同日午後0時30分～3時30分)	アクア21(イオン近江八幡店 2番街)1階センターコート	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	28日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 援護課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、職など にかかるとの相談)	12日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	12日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
22日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320	
創業個別相談 予	10月4日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	11月1日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	10月1日(金)、11月1日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(水) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 *幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	10月15日(金)、11月19日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	10月14日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	25日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
保護司相談	26日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	10月7日(木)、11月11日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	22日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	5日(火)・13日(水)・21日(木)・29日(金) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日 「近江八幡市人権啓発カレンダー2021」から作品を紹介します。

◆メッセージ部門

『優しさに 気づくのもまた 優しさかな』

八幡西中学校
こじま とよや
小嶋 允陽さん

◆ポスター・絵手紙部門

八幡東中学校▶
たかもと いづは
高本 彩葉さん



近江八幡市消費生活センター発

「保険金を使える」という 住宅修理の勧誘に注意!



【事例】

自宅に訪問してきた事業者から「屋根瓦が浮いている。火災保険を使って自己負担なく修理ができる」と言われたので修理を申し込んだ。契約書面には、保険金請求サポート代として保険金の30%を手数料とする旨の記載があったが、事前に口頭での説明はなかった。

台風や自然災害が発生したあとは、住宅修理などの契約トラブルがみられます。たとえば、事業者が契約内容を十分に説明していなかったり、保険金請求のサポートに手数料がかかることを契約者が理解していなかったりする場合です。このほかに、見積もり内容と異なる工事をされたり、うその理由で保険金請求を行うよう事業者提案されてトラブルになったりする事例もみられます。

【アドバイス】

- ・「自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘を受けても、すぐに契約するのはやめましょう。
- ・保険金の請求については、まずはご自身で契約している保険会社に確認しましょう。
- ・保険金請求のサポート手数料の有無やキャンセル時の違約金などは契約前に確認し、必要なればきっぱりと断りましょう。
- ・うその理由で保険金請求を行うように提案をされてもきっぱりと断りましょう。うその理由で保険金請求をすると保険金詐欺になる可能性があります。
- ・訪問販売で契約した場合は、書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!
近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553
いやや 消費者ホットライン 188



岡山学区まちづくり協議会の紹介 差別のないまちづくり コロナ禍にできることを

岡山学区では、昨年9月に「感染症になっても安心して暮らせる岡山学区民宣言」を策定し、学区全戸に配布しました。コロナ禍で全国的にさまざまな差別があったことから「感染症と差別」をテーマに人権学習を行い、その成果として「差別しない」、「助けあう」、「感謝を忘れない」などを盛り込んだ宣言文を作成しました。岡山小学校でも児童向けの表現で宣言文を作っていました。

感染症対策で行動が制限されるなか、まちづくり協議会の役割は、身近な地域ならではの見守りや健康推進など住民交流の取り組みをすすめることだと考えました。そこで、今年2月には神社や文化財など岡山のいいところを巡る「歩いて見よう岡山」や、7月には「子育ての集い」、「納涼フェスティバル(盆踊り&花火大会)」など規模を縮小し感染症対策をとって開催しました。地域の理解と協力もあり、事業は大変好評でした。

少子高齢化はもちろんwithコロナの時代に合わせたまちづくりを模索しながら、私たちはよりよいまちづくりを目指していきたく思います。

問 岡山学区まちづくり協議会 TEL・FAX(33)3478
まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553

11月は金田学区まちづくり協議会です。

感染症になっても安心して暮らせる 岡山学区民宣言

新型コロナウイルス感染症など様々な感染症は誰もが感染する可能性があります。感染症になっても安心して暮らせるまちづくりをここに宣言します

- 一、わたしたちは、感染した個人や集団への差別、誹謗・中傷をしません。またその行為を許しません
- 一、わたしたちは、感染した人を責めるのではなく、励まし、助けあい、地域で孤立することがないように温かく見守ります
- 一、わたしたちは、不確かな情報やうわさに惑わされず、公的な機関が発信する正しい情報に基づき冷静な行動に努めます
- 一、わたしたちは、医療や介護など感染症に立ち向かい、私たちの生活を支えてくれる人々への偏見をもつことなく、感謝の気持ちを忘れません
- 一、わたしたちは、感染やその症状について理解を深め、たがいの立場になって考え、病気を差別することのない地域を目指します



▲7月に開催した納涼フェスティバル